

2021年度 第3回理事会 開催

[日 時] 2021 年 11 月 9 日 (木) 11:00～12:15

[場 所] LEVEL21 東京會館 スタールーム

東京都千代田区大手町 2-2-2 アーバンネット大手町ビル 21 階

[次 第]

1. 会長挨拶

2. 来賓挨拶 (農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課長) 武田 裕紀氏

3. 議 事

[第 1 号議案] 「2021 年度上半期事業活動」報告の件

①本年度の重点テーマと上半期の事業概要

②「共通プラットフォームの構築に向けた調査研究」中間報告

日食協情報システム研究会座長(国分G本社情報システム部長) 佐藤 登志也

三菱食品(株) デジタル戦略本部長代行(兼)CIO 付 我妻 英典

③「納品リードタイム延長問題」経過報告

④「サステナビリティ研究会：環境問題分科会」活動報告

日食協サステナビリティ研究会環境問題分科会座長

三菱食品(株) SCM 統括オフィス担当次長

小林 一之

⑤「インボイス制度対応専門部会」活動報告

[第 2 号議案] その他

以上



理事会会場



理事会で挨拶する国分晃会長



理事会で挨拶する武田課長

2021年度 賛助会員幹事店会 開催

[日 時] 2021年11月18日(木) 11:00~12:30

[場 所] LEVEL 21 東京會館
東京都千代田区大手町 2-2-2

アーバンネット大手町ビル 21 階

[出席者] 賛助会員幹事店企業 13 社 13 名
日食協政策委員会委員、他 9 社 9 名



賛助会員幹事店会会場

[次 第]

1. 挨拶

日食協 政策委員会 委員長

三菱食品(株)

取締役常務執行役員 山本 泰生

賛助会員幹事店会企業代表

味の素(株)

執行役常務 深瀬 成利 様



賛助会員幹事店会で発言する
山本政策委員長

2. 日食協活動報告 日食協 専務理事 時岡 肯平

3. 討議事項



賛助会員幹事店会で発言する
味の素 深瀬執行役常務

「納品リードタイム延長問題について」

※資料については、後段(34 ページ)の「加工食品流通の納品リードタイム延長問題」～メーカー・卸間の取組み～を参照ください。

※「納品リードタイム延長問題」報告に対する幹事店委員、日食協委員の発言要旨

- 実証実験を通して受注13時は問題なさそうだが、15時の実験も行うべき。併せて「販」の発注時刻前倒しにも踏み込んで、製配販で進めるべきである。「販」の協力を得るのは難しいと思われるが、言い続けなければならない。行政からのプッシュも期待したい。この流れは止めたくないし、メーカーとしてやるべきことをしっかりやっていきたい。
- 飲料メーカーはいち早くご相談差し上げてLT2をお受けいただき感謝しているが、このような取り組みについて、よく理解したし、メーカーとしてまだできることがあると思うので、引き続きご相談しながら進めていきたい。
- まずは13時に向けて前向きに取り組んでいきたい。また、小売と連携した打合せがとても大事になってくると思うので、当会を通じて進めさせていただければ有り難い。
- 小売業を巻き込むことが重要なこととの認識であり、そのためにも協力体制を維持して臨んでいきたい。
- 実証実験に参加し、13時は有効であるとの報告を受けた。卸店様の在庫が増えたとのことだが、値上げ時期と重なった影響も考えられる。今後15時についても社内で協議していくが、付帯作業の軽減がカギで、EDI化と小売店の納品基準統一化は避けて通れないので、この点を協力して進めていきたい。
- 飲料メーカーはいち早くLT2とさせていただいたが共通の目的は「お客様にしっかりとお届けする」ことと思うのでどこかだけ先行するのではなく、行政を巻き込んででも小

売業に趣旨を理解いただいて業界全体で進めていくべく、今後も協力させていただきたい。

- まずはこの取り組みを続けていくことが大事であるが、あまり時間はないと思うし、カギとなる小売店側へのアプローチが大事と考える。日食協の力を借りつつこの点をクリアにしていきたい。
- 発注メ時刻繰り下げについて社内倉庫部門にアンケートを実施。備車の確保、従業員のシフト体制等に若干影響が出るとの回答があった。しかし向かうところは一つとの認識であるので、サプライチェーン全体の効率化に向けて今後も前向きに検討させていただきたい。
- 食品メーカーと卸店様とのこのような取り組みは意味のあることであり、今後の状況を鑑みると大変重要なことであると考え。実証実験に参加し結果をまとめていただいた皆様に御礼申し上げる。本件は最終的に発注トリガーとなる小売業をどう巻き込むかがポイントとなる。当社も今回の取り組みの方向性に賛同する各社様と密に連携して前向きに取り組んでいきたい。
- 11 時メの後ろ倒しについて社内で検討したところ信越エリアで支障のあることが見えたが、できることを前提に検討を継続していきたい。
- 完全ではないが現在当社は LT2 とさせていただいている。その中で卸店様にいろいろ課題があることも認識している。実証実験結果からまずは皆で 13 時メを目指していくべきかと考える。社内 SCM 部門と会話したところ、「EDI 化」と「LT2 に例外的 LT1 の混在防止」がポイントとの意見であった。15 時メについては受注調整行程の削減、小売店の協力がないと現状では厳しいとの認識。
- 「持続可能な加工食品物流の構築」というテーマの今後の取り組みについては小売業への働きかけと行政を絡めていく必要があると感じている。今後は実証実験で得られたデータを蓄積しつつ、我々がこの流れを止めないという強い意識をもって取り組みをしていきたいと考える。
- 将来的には当社も LT2 をと考えながら具体的な動きができていなかった中で今回の実証実験は大変参考になり感謝している。社に持ち帰り、13 時メにした場合の後工程の作業変化、問題点等を浮き彫りにし、当社として何ができるかを検討していく。

※日食協政策委員長総括

- ・味の素様、キューピー様が実証実験に踏み込んでいただいたおかげで色々見えてきた。ご協力に感謝申し上げます。昨年 11 月に初めて LT2 の問題を取り上げたときは否定的な反応が大勢を占めていたが、トラックの台数が減るという現実を前に、卸だけでなく業界全体の物流コストを下げる問題として進めなくてはいけないテーマとしての認識を共通できたのでここまで踏み込めた。
- ・行政の力もお借りして「13 時メは可能性あり」という実証実験からの結果を背景に製配販に踏み込み、こと小売業に対しては「このままではどうにもならない」ということをお伝えするような形をとっていきたい。
- ・小売、メーカー、卸のトップの話にこの話題を少しずつ織り交ぜていき、経営的な話題として小売業に受け止めてもらえるようにしていきたい。引き続きご協力をお願いします。

以上

2021年度 情報システム研修会 開催

[日 時] 2021 年 10 月 22 日 (金) 13:00～16:00

[場 所] 日食協会議室より ZOOM によるオンライン開催

[次 第] 1. 「開会挨拶」

一般社団法人 日本加工食品卸協会 情報システム研究会座長
国分グループ本社 (株) 情報システム部長 佐藤 登志也

2. 「日食協活動報告」

一般社団法人 日本加工食品卸協会 専務理事 時岡 肯平

3. 「流通 BMS 協議会」の活動報告

一般財団法人 流通システム開発センター (GS1Japan)
ソリューション第2部 流通 BMS 協議会 事務局長 坂本 真人 氏

4. 「製・配・販連携協議会」の活動状況について

公益財団法人 流通経済研究所 専務理事 加藤 弘貴 氏

5. 「物流標準ガイドラインについて」～SIP スマート物流サービス～

株式会社 野村総合研究所
アーバンイノベーションコンサルティング部
上級研究員 森川 健 氏

[資 料] 坂本氏、加藤氏、森川氏の講演資料は日食協 HP (<http://nsk.c.oco.jp/>) に掲載しています。また坂本氏の資料については、本号「消費税インボイス制度への対応」にも再掲しています。

2021年度 各支部研修活動報告

「北陸支部経営実務研修会」

・2021年11月2日 於：ホテル日航金沢（石川県金沢市）

（研修内容） ・「開会挨拶」 日食協 北陸支部 支部長 荒木 章
 ・「活動報告」 日食協 専務理事 時岡 肯平
 ・「レジリエンスが求められる時代

ー消費の変化と企業に求められるものー」

株式会社日本経済新聞社

編集 総合編集センター 調査グループ次長 白鳥 和生氏



北陸支部経営実務研修会で講演する白鳥和生氏

「関東支部経営実務研修会」

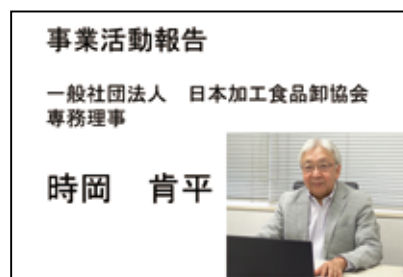
・2021年11月12日 於：ウェビナーによるオンライン開催

（研修内容） ・「開会挨拶」 日食協 関東支部 支部長 佐々木淳一
 ・「活動報告」 日食協 専務理事 時岡 肯平
 ・「レジリエンスが求められる時代

ー消費の変化と企業に求められるものー」

株式会社日本経済新聞社

編集 総合編集センター 調査グループ次長 白鳥 和生氏



「北海道支部交流会」

・ 2021 年 11 月 16 日 於：札幌パークホテル（札幌市中央区）

（研修内容） ・「開会挨拶」 日食協 北海道支部 副支部長 諏訪 勝巳
・「活動報告」 日食協 専務理事 時岡 肯平
・「レジリエンスが求められる時代

ー消費の変化と企業に求められるものー」

株式会社日本経済新聞社

編集 総合編集センター 調査グループ次長 白鳥 和生氏



北海道支部交流会会場

「東北支部経営実務研修会」

・ 2021 年 11 月 26 日 於：ホテルメトロポリタン仙台（仙台市青葉区）

（研修内容） ・「開会挨拶」 日食協 東北支部 副支部長 佐藤 和宏
・「活動報告」 日食協 専務理事 時岡 肯平
・「レジリエンスが求められる時代

ー消費の変化と企業に求められるものー」

株式会社日本経済新聞社

編集 総合編集センター 調査グループ次長 白鳥 和生氏



東北支部経営実務研修会会場

* 白鳥氏の講演資料は後段（54 ページ）に掲載しています。

令和4年度税制改正等に関する要望書 税務問題対応 WG

令和 3 年 10 月 20 日

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部

食品流通課長 武田 裕紀 殿

一般社団法人 日本加工食品卸協会

会 長 國 分 晃

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当業界に対しまして格別のご指導を賜り、有り難く厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度「税制改正等に関する要望」を弊協会としてとりまとめました。

つきましては、別紙のとおり提出させていただきますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(担当・連絡先)

一般社団法人 日本加工食品卸協会

専 務 理 事 時 岡 肯 平

電話 03-3241-6568

令和 3 年 10 月

令和4年度 税制改正等に関する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会 長 國 分 晃

1. 消費税関連の課題

1) 軽減税率制度の廃止

令和元年10月より軽減税率制度が導入され、複数税率に対応するシステム改修等を行ったが、現場の事務負担は依然として大きく、税制の簡素化にも逆行している。軽減税率制度による継続的な事務負担を軽減するため、軽減税率制度は廃止し、従来の単一税率での課税に戻していただきたい。

2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

①導入の緩和

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は令和5年10月に導入され、免税事業者と取引を行った場合には仕入税額控除が段階的控除となりますが、これは免税事業者以外の事業者において大きなシステム改修と事務負担を伴うことから、段階的控除を廃止し、免税事業者との取引については一律に仕入税額控除不可としていただきたい。

ただ、取引先である免税事業者が新設事業者で基準期間における課税売上高がない事業者又は資本金等が1,000万円未満の事業者である場合には、新設後2年間は仕入税額控除を可能にするなど柔軟に対応をしていただきたい。

②3万円未満の取引についての仕入税額控除の適用

3万円未満の取引について、現行の区分記載請求書等保存方式では帳簿保存のみで仕入税額控除が認められているが、インボイス制度では一部を除いて原則全取引にインボイスが必要となる。営業活動においてタクシーやコンビニエンスストア、喫茶店などを使用した際に、その店舗が適格請求書発行事業者であるかによって控除できるか否かが変わると現場で混乱が生じ、事務作業の負荷が大きくなる事が予想される。そのため、インボイス制度においても3万円未満の取引については、たとえ免税事業者との取引であっても帳簿保存のみで仕入税額控除を受けられるよう現行の制度を継続していただきたい。

③買手によるインボイスへの追記についての経過措置

買手によるインボイスへの追記について、インボイス制度導入後からは認められないとされている。インボイス導入時までに各社はシステム改修等の対応を行うものの、導入時点で売手のシステムの不備等で買手において仕入税額控除が出来ないことが生じる可能性があるため、一定期間の経過措置を講じていただき、その期間中は買手において追記可能となるようにしていただきたい。

3) 補助金等税制措置対応

中小企業等に対する軽減税率対策補助金は令和元年12月に期限を迎えたが、令和5年10月導入予定のインボイス制度のためにシステム対応コストが発生する企業は多いと想定される。したがって、令和4年以降も同様の補助金制度等の税制措置をとっていただきたい。さらに、システム対応コストは業種によって幅があることから、中小企業等に限定せず、業種による税制措置をとっていただきたい。

4) 仕入税額控除の計算方法の変更

現在、仕入税額控除の計算は、「課税売上割合が95%未満」又は「課税売上高が5億円超」の場合、個別対応方式・一括比例配分方式により計算される。

課税売上割合が95%以上の事業者で、課税売上高が5億円超のものについては、控除対象外消費税は少額となるにも関わらず、課税仕入れを課税売上対応分、非課税売上対応分、共通売上対応分に複数税率で区分する必要があるが、この区分をすることはかなりの事務負担となっている。仕入税額控除の計算について改めて「課税売上高が5億円超」の要件の削除をしていただきたい。

5) 消費税の本体価格表示の恒久化

令和3年3月31日をもって転嫁対策特別措置法が失効となり、原則総額表示義務となったが、このことは消費マインドの減退につながり、事業環境をさらに圧迫するとともにデフレ化の促進を招く恐れがあるため、本体価格表示(外税表示)を認め、事業者が表示方法を選択できるようにしていただきたい。

2. 公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備

1) 法人税及び消費税

①受取配当等の全額益金不算入

受取配当等の益金不算入制度は二重課税排除のために設けられた制度である。しかし、近年、財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられており、二重課税排除の趣旨に反している。したがって、受取配当等を全額益金不算入としていただきたい。

②所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止

法人が株式等を外部から取得した場合、自己の保有期間以前の期間に対応する配当等に対する所得税の控除は制限されている。制限を受けた所得税額は、当該株式の取得者側も譲渡側も控除を受けることができない。このことは、納税者に不利となっている。また、納税者においては所有期間に対応する税額の算定が必要となり、事務負担となっている。したがって、配当等の支払いを受けた段階で当該株式を保有している法人において、その所得税の全額を控除でき

るようにしていただきたい。

③収益認識に関する会計基準を踏まえた消費税法等の改正

収益認識に関する会計基準が平成 30 年に導入されたことを踏まえ、法人税法等では資産の販売等に係る収益に関する規定の改正が行われている。消費税法等では当会計基準に対応した改正は行われておらず、法人税における収益の認識と消費税における課税売上上の認識のタイミングにずれが生じることになる。これは、消費税申告計算を非常に煩雑とし、事務効率を非常に悪化させるため、消費税法等を改正していただきたい。

④一括償却資産制度の廃止

実務負担が重い現行の制度を廃止し、当該資産の一括損金算入を可能としていただきたい。

⑤休止電話加入権の損金算入

実質的に市場価値のない電話加入権は全額損金算入可能としていただきたい。

⑥欠損金の控除限度額の撤廃・繰越欠損金の控除期間を無制限とすること

欠損金繰越控除制度は、控除期間が 10 年間に制限されている。控除限度額についても、中小法人等を除き、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額とされている。欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であるから、本来制限すべきではない。よって、繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限としていただきたい。

⑦大法人に対する留保金課税の撤廃

現在、中小法人においては、内部留保を充実させるという目的で留保金課税が撤廃されている。大法人においても内部留保を充実させ、将来の投資に資金を回すことの方が経済に与える影響も大きいと考える。新型コロナウイルスの影響による業績の悪化に伴い資本金を 1 億円以下とし留保金課税の適用対象外となる大法人も出てきていることから、大法人に対する留保金課税も撤廃していただきたい。

⑧交際費の損金不算入制度の緩和

現在交際費課税の特別措置（大企業においては接待飲食費の 50% 損金算入の特例、中小法人においては 800 万円の全額損金算入）は 2 年間の時限措置となって

いる。飲食店の時短営業や酒類の提供禁止など、コロナ禍で交際費の使用自体が制限され、縮小傾向にあることから、コロナが終息した際には、元来の制度趣旨である飲食店等に対する需要喚起や派生需要による経済活性化等を図るべく、大企業においても交際費の100%損金算入を認め、積極的な交際費の使用を促す対応を検討していただきたい。なお、交際費の全額損金算入が認められない場合には、現在時限措置となっている接待飲食費の50%損金算入の特例を本則化していただきたい。

⑨ソフトウェアの耐用年数の見直し

現行のソフトウェアの耐用年数は、複製して販売するための原本及び研究開発用のもの以外は一律5年と定められているが、現在のIT発展は目まぐるしく現行の定めでは現状に則していないと考えます。そのため、ソフトウェアの内容に応じた耐用年数の見直しをしていただきたい。

⑩貸倒引当金の損金算入

平成24年4月1日以降開始事業年度から大企業においては貸倒引当金の損金算入が認められない改正が行われた。長期化する新型コロナウイルスの影響を受け、企業の倒産リスクが増えている中、債務超過など業績が悪化した取引先に対して金銭債権を有しているときは、大企業においても個別評価金銭債権の貸倒引当金繰入限度額について一定額の損金算入を認めていただきたい。金銭債権が不良債権となり、債権回収が困難となった企業に対しても現状の通り貸倒引当金繰入額について損金不算入となると、実際に貸倒損失が確定するまで長期にわたって損金算入ができない。企業会計上も貸倒損失を見積もって貸倒引当金を繰り入れる慣行が確立されており、個別貸倒引当金に関しては一括貸倒引当金に比べて貸し倒れの可能性が高いことから、法人税法においても別段の定めにより貸倒引当金の計上を再度認めていただきたい。

2) 印紙税の廃止

印紙税は契約書等、印紙税法に合致した文書に課税されるものであるが、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税対象とすることに合理性がなく時代に即していない。媒体によって印紙課税の要否が変わるのは税の公平性に反しており、速やかに廃止していただくか、課税対象範囲の縮小をしていただきたい。

3) 地方税

①償却資産税の廃止もしくは法人税法との統一化

償却資産税は、償却資産を保有している企業に負担を求める制度である。企業の業種により償却資産の保有規模は異なり、償却資産を保有しない業種と償却資産を保有することで成り立つ業種とで税負担が異なり、課税の中立性の観点からは好ましいことではない。したがって、償却資産税は廃止していただきたい。もしくは、事業者の事務負担軽減のため、法人税法の減価償却の計算方法との合致および申告時期の法人税との統一化を図っていただきたい。

②法人地方税の申告納付処理の一元化

現在、申告・納税手続きは、国及び個々の自治体ごとに申告書を作成し、納付を行っている。また、修正申告等により還付が発生した場合は、個々の自治体から還付通知が送付され、還付金も個々に入金されている。これを国・自治体で統合し、ワンストップ化を推進していただきたい。

③事業所税の廃止

人口 30 万人以上の都市のみに課税されるのは公平ではない。また、事業所用家屋に対する課税（資産割）は固定資産税にて、従業者に対する課税（従業者割）は外形標準課税対象企業における事業税にて納税しており、事業所税としての課税は二重課税と考える。加えて、課税対象面積の確認等実務も煩雑である。したがって、事業所税は廃止していただきたい。

4) 申告納税の環境改善および業務効率の改善

申告、納税に係る事務負担の軽減、業務効率の改善を図るため以下の項目を実現していただきたい。

①e-Tax、eLTAX、多国籍企業情報の報告コーナー（e-Tax）のポータル画面の統合

②地方税の書式の統一、eLTAX の対応書類拡大、ダイレクト納付やペイジーの全自治体導入

③法人税の電子申告義務化に伴う e-Tax 仕様改善

決算書、内訳書、BEPS 等データ取り込みエラー表示を明確にいただき、申告の利便性を高めていただきたい。

④電子機器を用いた柔軟な税務調査の実施

税務調査においては対面調査が基本であるが、今回のコロナウイルス感染症の影響もあり、テレビ会議・メール等の電子機器を使った税務調査を実施いただきたい。

⑤都道府県、市区町村の書類の統一化

現在、都道府県、市区町村から郵送されてくる申告書や通知書のフォーマットについては、自治体により大きさや記載内容について様々となっているため、全自治体のフォーマットを統一していただきたい。

⑥国税利用者識別番号と地方税 ID の統一

国税、地方税の電子申告を行う際には、利用者識別番号と地方税 ID が必要となるが、両番号は取得するためのシステムが異なることから、取得するにあたってはそれぞれのシステムに同じ情報を入力することになり事務負担となっている。そこで、両番号を統合してよりシンプルにしていきたい。

⑦タックスヘイブン税制整理にあたっての情報提供

タックスヘイブン税制の適用にあたり、諸外国の状況を確認することの事務負担は大きいことから、国税庁ホームページに諸外国の税率一覧表や諸外国での非課税所得の一覧などタックスヘイブン税制を整理する際に資する資料を掲載していただきたい。

以上